

生徒心得

1. 学校生活の基本的なルールについて

学校は**一つの社会**であり、皆が有意義かつ**快適かつ平和**に集団生活を送るために、一定の決まりがあります。各自が**「決まり事」を守り**、お互いに尊重し合うことが大切です。

① 服装等

本校には指定の制服があります。本校制服規定(生徒手帳に記載)を確認し、制服を正しく着用しなさい。夏期・冬期の**指定された制服**を着用すること。指導に従わない場合は、下校させ改善した上での再登校指導を実施する。(移行期間に生徒指導部からその時期の服装一覧を出します)

また、**化粧・つけまつ毛・カラーコンタクト、ピアス、等**は、学校生活にふさわしくないので禁止する。

② 髪の毛

髪の毛の染色・脱色・ツブブロック及び段差・パーマ・エクステ等過度な加工は、学校生活にふさわしくないため**禁止**する。指導に従わない場合は、下校させ改善した上での**再登校をさせる等**、厳しく指導する。

③ 遅刻・欠席

時間を守ることは社会の基本的なルールである。遅刻が多いと進級できなくなる場合もある。各学年、遅刻の数が規定回数を超えた者は、遅刻指導を受けることになる。回数の多い者や改善の見られないものには**指導を行う**。最初は学年指導、次回からは生徒部指導、副校長指導、校長指導と指導段階が上がる。

④ アルバイト

アルバイトは**原則禁止**。家庭の事情等やむを得ない場合は、保護者の承諾を得た上で、担任に届け出る。

⑤ びん・缶・ペットボトル類の持ち込み

校内のゴミの減量化のために、上記の物は校内への持ち込みを原則として禁止する。また、校内には自動販売機が設置されているが必要最小限に使用すること。

⑥ 携帯電話・PHS・SNS等

授業中や集会時の使用は禁止している。違反した場合は、学校で預かる。特に審査中の操作は不正行為として扱い、特別指導の対象となる。**SNSについては他人への中傷、悪ふざけの記事、写真など特別指導になることもあるので注意**。近年**SNS**におけるトラブルが**後を絶たない**。本校SNS利用上の注意に従いルールを守ること。

⑦ 外出・早退

昼休み等の外出は禁止している。校内でパン・弁当の販売はありますがあくまで補食です。**昼食を各自で用意**して登校すること。早退は許可が必要。「早退届」を担任に提出すること。

⑧ 自転車通学

自転車での通学は登録許可制になっている。「**自転車通学届**」を提出すること。交通ルールを守り、安全運転で登校し、学年で定められた位置にきちんと施錠して駐輪しなさい。違反者は、指導する。

また、自転車に乗る際は、傘差し、イヤホン着用、猛スピード、蛇行、並走、二人乗りをするなどの危険な行為はしてはいけない。また、サイドバー(六角)を取り付けるなどの不法な改造もしてはいけない。また、**雨かっぱ**を購入していない者は自転車通学届を許可しない。

2. 特別指導について

学校は集団で安心して学ぶ場でなければなりません。高校ではそのためのルールがあり、ルールを破った場合は、さまざまな形で反省を求められます。これが特別指導である。特別指導には、学年指導・校長訓戒・謹慎・進路変更がある。以下の内容は全て指導対象である。そのようなことがないようにすること。

①喫煙・暴力・窃盗・恐喝・飲酒

校内外を問わず、指導対象

②バイク・原動機付き自転車及び車による通学

バイク・原動機付き自転車及び車による通学は指導対象である。次の場合も全て同様の指導となる。

- ・下校後、**制服のまま**バイクに乗る。
- ・私服でバイク・車に乗り、**学校に立ち寄り**(休日も同様)。
- ・通学時、**保護者以外**の運転するバイク・車に同乗する。

③ 考査(テスト)における**不正行為**

不正行為を行うと、その考査期間中の全科目0点で指導対象となります。次の場合も同様である。

- ・準備行為(カンニングペーパー用意・教科書等を開いて机の中に入れておく)
- ・テスト中の携帯電話の操作(全て)
- ・テスト中のおしゃべり・わき見・独り言

④ 器物破損

以下の内容は全て指導対象である。相当額の費用を弁償してもらうことになる。

- ・故意に破損する、汚す(壊れることが予想できる場合を含む)。
- ・感情を物にぶつけて破損する。
- ・ふざけていて物を壊す。

⑤ いじめ

特に身体接触がなくとも、当人に苦痛を与え続けた場合は、いじめとして指導されます。最悪の場合、進路変更になる場合もある厳しい指導内容となっています。そして、集団を破壊する行為であり、絶対に許されない行為である。

⑥カンパの強要・パーティー券販売

いずれも恐喝として扱われ、重い指導になる。これらの行為には、どのような形でも関わりを持った場合、指導の対象となる。

※強要されても断ること。できなければ必ず教員に相談すること。

⑦その他

授業妨害・先生に対する暴言・迷惑行為等**全て指導対象です**。一度何らかの特別指導を受けたあと、特別指導を繰り返し受けると、指導の内容が重くなり、進路変更となる場合もある。

また、本校教職員が指導に値すると判断する全ての行動に対し指導を行う。

【付記】

更衣室や人のいない教室で現金・貴重品等の紛失・盗難が発生することがありますので、次の点に留意しなさい。

- ・多額の現金は持ってこない。
- ・事情があつて持ってきた場合は担任等に預ける。
- ・財布や定期券、その他貴重品は必ず身に付け持ち歩く。
- ・持ち歩けない場合は**鍵のかかるロッカーにしまう**。
- ・体育・芸術等、**教室移動**すべき時間に教室に居残ったり、廊下をうろついたり不審な行動をとらないよう気をつける。疑わしい行為が見受けられた際、持ち物検査をする場合がある。
- ・**教室を移動する際はカバンのチャックを閉め、それを椅子の下に入れ、教室のカーテンを開けること**。

3. 課外部活動・生徒会活動について

学校では授業のほかに、委員や係の仕事もある。それぞれ重要な役目があるので、決められた通りに実行すること。

① 部活動

文化系・運動系ともに活発に活動している部活動がたくさんある。どの部に入るか、よく考えること。4月当初に仮入部期間があり、全員必ずどれか一つの部には加入して、試すことができる。本校は部活動を大切にしている学校である。基本的には中学の時に行ってきた部活動を継続することが望ましい。

② 生徒会活動

各クラスで各種委員・係を選出する。一人一役必ず割り当てられる。自分たちの学校である。自主的な学校運営を考えて、より良い深沢高校を作っていくこと。

③ 体育行事・文化祭

学校行事は実行委員会が中心となって、各学年、クラスの協力のもと生徒が中心になり運営する。競技や催し物の企画立案、準備・運営に皆で協力して、楽しい行事にすること。

4. 旅行・レクリエーション

①旅行をする場合は「旅行届」（保護者の許可・押印のあるもの）を担任（担任が不在の場合は副担任・学年・または日直）の先生に提出すること。

②学割が必要な場合は、所定の用紙を使用する。用紙に必要事項を記入し、担任（担任が不在の場合は副担任・学年・または日直）の先生の印をもらった上で、事務室に提出する。発行には時間がかかるので、1週間前には手続きをすること。

③海・川・湖・山等に出かける場合、特にそれらの場所でのスポーツを伴う場合は、必ず経験者に同行してもらう。単独で出かけたり、未経験者だけで出かけたりしてはならない。保護者には日程・場所・同行者・緊急連絡先を必ず知らせておく。事前のトレーニングや現地での準備運動を十分に行い、事故の防止に努める。また、危険を伴う登山は全面的に禁止とする。行動においては安全を第一に考え、無謀な行動はしないことを心がける。

5. 交通安全

自動二輪車・原動機付自転車を運転する際は、次のことを厳守する。

・無免許運転は絶対にしてはならない。また、運転する際は必ず免許証を携帯する。

・**登下校には絶対に使用してはならない**。下校後も着替えてから運転する。

*保護者から自動二輪、自動車で送迎してもらう場合（怪我などで）は担任に届け出る事。

6. 生活態度・行動

①規則正しい生活をする。**昼と夜が逆転**したような生活をしない。

②無断外泊をしない。深夜徘徊は指導の対象であり、学校へも連絡が入る、

③飲酒、喫煙、パーティー券の売買、薬物（覚醒剤・大麻・シンナー等）の使用、暴力行為、万引き、窃盗、家出、賭博等の違法行為や犯罪行為は絶対にしてはならない。

④物事の善悪をしっかり判断し、自分がいけないと思うこと、自分がいやだと思うことは、きっぱりと断る勇気を持つ。また、悩み事や解決が困難なことがある場合は、家族、友人、先生、カウンセラー場合によっては警察や医師などに相談する。

当たり前のことを当たり前でできて、他の人から好かれる（愛される）人になろう。

生徒指導について

【頭髪・服装・その他】

以下の①～⑤に相応する行為を禁止する。

- ① 頭髪
- ② エクステ
- ③ 頭髪の過度な加工
- ④ 異装（指定の制服・ブレザー・カーティガン以外の服装）
- ⑤ ピアス・カラコン・つけまつ毛・爪の加工

ただし、上記の①～⑤以外にも本校教職員が本校生徒としてふさわしくないと判断する全ての頭髪・服装・その他を禁止とする。

【遅刻・早退】

以下の①～③に相当する行為には厳しい指導を行う。

- ① 遅刻
- ② 早退
- ③ 中抜け（授業欠席）

ただし、上記①～③の行為も正当な理由があり担任に許可を得ている場合、この限りではない。

【特別指導】

以下の①～⑦に相当する行為を特別指導の対象とする。

- ① 喫煙・飲酒
- ② 暴力行為・いじめ
- ③ 授業妨害・授業放棄・暴言
- ④ オートバイ・車等による登下校
- ⑤ 携帯電話・インターネット上での誹謗中傷、不適切な個人情報の取り扱い等
- ⑥ 法律で禁じられている行為
- ⑦ マスメディアへの出演

あきらかに本校生徒とわかることや、制服着用での出演は認めない。

ただし、上記①～⑦以外にも本校教職員が指導相応と判断する全ての行為を特別指導の対象とする。